

第7回筑波大学交通安全会理事会次第

1. 日 時 平成16年7月2日（金）17時30分～

2. 場 所 本部管理棟5階大会議室

3. 議 事

(審議事項)

- (1) 第6回理事会議事録の確認について
- (2) 交通安全会会則の一部改正について
- (3) 平成15年度決算報告書について
- (4) 平成16年度事業計画について
- (5) 平成16年度予算案について
- (6) 交通安全会の今後のあり方について
- (7) その他

(報告事項)

- (1) 交通安全会監事について
- (2) 平成16年度駐車場の許可状況について
- (3) 体芸地区のゲート設置後の状況について
- (4) その他

配付資料

(1) 第6回理事会議事録	資料1
(2) 交通安全会会則の一部改正（案）	資料2
(3) 平成15年度決算報告書（案）	資料3
(4) 平成16年度事業計画書（案）	資料4
(5) 平成16年度予算（案）	資料5
(6) 交通安全会監事について	資料6
(7) 平成16年度駐車場許可者一覧等	資料7
(8) 平成16年度交通安全会役員名簿	資料8

資料. 1

第6回筑波大学交通安全会議事録

1. 日 時 平成15年12月3日(水) 17時30分~18時35分
2. 場 所 本部管理棟5階大会議室
3. 出席者 富江、本橋、太田、高橋、石井、鈴木(洪)、重住、山本、萩原、
大嶋、石田
(委任出席者) 永井、坂庭、大谷、瓶田、工藤、山口、鈴木(久)
塙越、石塙、
(欠席者) 上田、清水、李、
4. 列席者 (総務部) 大久保、丸山
(経理部) 金澤、神矢、川尻、豊田
(学生部) 宮城、長谷川
(病院部) 佐藤、
(オブザーバー) 筑波大学新聞・山口
(安全会) 小林
5. 配布資料
- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 第5回理事会議事録 | 資料 1 |
| (2) 予算執行状況及び修正案 | 資料 2 |
| (3) 寄附申込書案 | 資料 3 |
| (4) 平成16年度のゲート化地区(駐車場)案 | 資料 4 |
| (5) 来年度の駐車場申請手続き日程案 | 資料 5 |
| (6) 全学学類・専門学群代表者会議の提案 | 資料 6 |
| (7) 15年度各月臨時入構者数調 | 資料 7 |
| (8) 覚書 | 資料 8 |
| (9) 筑波大学交通安全会会則 | 資料 9 |

6. 議 事

議事に先立ち、会長より、本日欠席の理事からは、会長へ本会の議事すべてが委任されており、本会は成立している旨、説明があった。

審議事項

- (1) 第5回理事会議事録の確認について
会長より、資料1に基づき、説明があり、原案どおり承認された。
- (2) 予算執行状況及び修正案について
事務局より、資料2に基づき、各項目の説明があり、項目のその他について

は余剰金として整理したい旨説明があり、承認された。

(3) 余剰金の取扱いについて

事務局より、資料3に基づき、「筑波大学筑波地区構内駐車場の交通整理に関する覚書」(平成14年3月1日取交し)の第7条をふまえて、大学に寄附したいとの説明があり、承認された。

(4) 平成16年度のゲート化地区について

事務局より、資料4に基づき、体芸地区(31番、33番、K7番)を平成16年4月1日可動を目指してゲート化の説明があり、原案どおり承認され、大学に要望書を提出することとなった。

(5) 来年度の駐車場申請手続きについて

事務局より、資料5に基づき、説明があり、原案どおり承認された。又、交付申請の受付アルバイトについても承認された。

(6) 全学学類・専門学群代表者会議の提案について

全代会議長より、資料6に基づき、安全会のWebサイトや、ご意見箱には意見等が投函されてないようだが、全代会には、多くの不満が寄せられるなどしていることから、公聴会の開催について要望があった。尚、多くの学生が参加できる時間帯に実施願いたい旨の要望があった。

これを受けて年度末まで(3月中)に、開催することが決定された。

報告事項

(1) 15年度各月臨時入構者数について

事務局より、資料7に基づき、報告があった。

(2) その他

① ゲートのバー受け口について

冬期に入り、強風の日が多くなると、バーが受け口にスムーズに收まらない時があるので、改良すべきとの意見があり、改良することとなった。

資料.2

「筑波大学交通安全会会則」新旧対照表

(旧)	(新)
(名称) 第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。	(名称) 第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。
(事務所) 第2条 本会の事務所は、 <u>筑波大学</u> （茨城県つくば市天王台1丁目1番地1）内に置く。	(事務所) 第2条 本会の事務所は、 <u>国立大学法人筑波大学</u> （茨城県つくば市天王台1丁目1番地1、以下「 <u>筑波大学</u> 」という。）内に置く。
(目的) 第3条 本会は、 <u>筑波大学</u> （筑波大学医療技術短期大学部を含む。以下「 <u>本学</u> 」という。）の筑波地区構内における駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、 <u>教員及び事務職員並びに</u> 関係者（以下「 <u>学生及び職員等</u> 」といふ。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。	(目的) 第3条 本会は、 <u>筑波大学</u> の筑波地区構内における駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、 <u>役員及び職員並びに</u> 関係者（以下「 <u>学生及び職員等</u> 」といふ。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。
(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 駐車場の安全確保、 <u>料金徴収等</u> の整理事業 (2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業 (3) 会員への交通安全普及事業 (4) その他本会の目的達成のために必要な事業	(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 駐車場の安全確保、 <u>会費徴収等</u> の整理事業 (2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業 (3) 会員への交通安全普及事業 (4) その他本会の目的達成のために必要な事業
(会員) 第5条 本会の会員は、 <u>本学</u> から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。 2 入会手続の方法等については、別に定める。 3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を <u>本学</u> へ返却した場合に、その資格を喪失する。	(会員) 第5条 本会の会員は、 <u>筑波大学</u> から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。 2 入会手続の方法等については、別に定める。 3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を <u>筑波大学</u> へ返却した場合に、その資格を喪失する。
(会費) 第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。	(会費) 第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。

- (1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円
- (2) 指定駐車場を利用する会員 年6,000円
- (3) 一般駐車場を利用する会員 年4,800円

2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。
(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 理事
 - (3) 監事
- (会長)

第8条 会長は、筑波大学の学生生活担当の副学長をもって充てる。

2 会長は、本会の会務を総括する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。
(理事)

第9条 理事は、本会の会務を掌理する。

- 2 理事は、次に掲げる者とする。
- (1) 教員である会員から選出された者 8人
 - (2) 事務職員等である会員から選出された者 4人
 - (3) 学生である会員から選出された者 5人
 - (4) 学生担当教官室長
 - (5) 学生生活審議会から選出された者 1人
 - (6) 施設委員会から選出された者 1人
 - (7) 交通安全対策委員会から選出された者 1人
 - (8) その他理事会が必要と認めた者 若干人

(監事)

- (1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円
- (2) 指定駐車場を利用する会員 年6,000円
- (3) 一般駐車場を利用する会員 年4,800円

2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。
(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 理事
 - (3) 監事
- (会長)

第8条 会長は、筑波大学の副学長をもって充てる。

2 会長は、本会の会務を総括する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、本会の会務を掌理する。

- 2 理事は、次に掲げる者とする。
- (1) 教員である会員から選出された者 7人
 - (2) 事務職員等である会員から選出された者 4人
 - (3) 学生である会員から選出された者 4人
 - (4) 学生担当教員室から選出された者 1人

- (5) 交通安全対策委員会から選出された者 1人
- (6) その他理事会が必要と認めた者 若干人

(監事)

第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。

- (1) 教員である会員
- (2) 事務職員等である会員
- (3) 学生である会員
(役員の任期)

第11条 理事（第9条第2項第4号の理事を除く。）及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする。
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(理事会)

第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。
(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項
(議事)

第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。

- (1) 教員である会員
- (2) 事務職員等である会員
- (3) 学生である会員
(役員の任期)

第11条 理事及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする。
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(理事会)

第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項
(議事)

第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

<p>2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会)</p> <p>第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告を受けるものとする。</p> <p>2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きがたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長は、その結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。</p> <p>(業務委託)</p> <p>第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。</p> <p>(会計)</p> <p>第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。</p> <p>2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。</p> <p>3 本会の経費は、会長が管理する。</p> <p>(決算)</p> <p>第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。</p> <p>(事業報告)</p> <p>第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p>	<p>2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会)</p> <p>第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告を受けるものとする。</p> <p>2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きがたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長は、その結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。</p> <p>(業務委託)</p> <p>第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。</p> <p>(会計)</p> <p>第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。</p> <p>2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。</p> <p>3 本会の経費は、会長が管理する。</p> <p>(決算)</p> <p>第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。</p> <p>(事業報告)</p> <p>第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p>
--	--

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成14年1月25日から施行する。
- 2 第9条第2項第1号から第3号の理事は、本会の設立当初において、会長が指名する者をもって充てることができる。
- 3 本会の最初の役員の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 本会の最初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成14年3月31日までとする。

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 春日キャンパスについては、平成17年4月1日から、この会則を適用するものとする。

筑波大学交通安全会役員(案)

(旧)	選出区分	(新)	選出区分	備考
理 事		理 事		
学生生活担当副学長	第8条	副学長(総務・企画・広報)	第8条	会長
第一学群長		第一学群長又は学群長が推薦する者		
第二学群長		第二学群長又は学群長が推薦する者		
第三学群長		第三学群長又は学群長が推薦する者		
体育専門学群長	第9条第2項 第1号	体育専門学群長又は学群長が推薦する者	第9条第2項 第1号	
芸術専門学群長		芸術専門学群長又は学群長が推薦する者		
医学専門学群長		医学専門学群長又は学群長が推薦する者		
医療技術短期大学部部長				
附属病院長		附属病院長又は病院長が推薦する者		
総務部長		総務・企画部長又は部長が推薦する者		
経理部長		財務部長又は部長が推薦する者	第9条第2項 第2号	
学生部長		学群・学生部長又は部長が推薦する者		
施設部長		施設部長又は部長が推薦する者		
全学学類・専門学群代表者会議議長		全学学類・専門学群代表者会議議長又は議長が推薦する者		
全学学類・専門学群代表者会議厚生委員会委員長		全学学類・専門学群代表者会議厚生委員会委員長又は委員長が推薦する者		
大学院修士課程の学生	第9条第2項 第3号	大学院修士課程の学生	第9条第2項 第3号	
大学院博士課程の学生		大学院博士課程の学生		
医療技術短期大学部全学代表者会議議長				
学生担当教官室長	第9条第2項第4号	学生担当教員室長又は室長が推薦する者	第9条第2項第4号	
体育センター長	第9条第2項第5号			
企画調査室長	第9条第2項第6号			
大嶋 建一	第9条第2項第7号	(交通安全対策委員会から選出された者)	第9条第2項第5号	
石田 東生	第9条第2項第8号	(その他理事会が必要と認めた者)	第9条第2項第6号	

決 算 報 告 書

第 2 期

自 平成 15 年 4 月 1 日

至 平成 16 年 3 月 31 日

筑波大学 交通安全会

茨城県つくば市天王台 1 丁目 1-1

貸 借 対 照 表

平成 16年 3月31日 現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 28,188,902】	【流動負債】	【 25,523,234】
現金	245,750	未払金	3,265,134
振替口座	19,997,640	前受金	21,795,300
普通預金常陽	7,945,512	仮受金	6,800
【固定資産】	【 5,467,301】	未払法人税等	456,000
(有形固定資産)	(1,110,551)	負債合計	25,523,234
機械装置	844,823	資本の部	
工具器具備品	265,728	【利益剰余金】	【 8,132,969】
(投資その他の資産)	(4,356,750)	当期未処分利益	8,132,969
受益者負担金	4,356,750	資本合計	8,132,969
資産合計	33,656,203	負債・資本合計	33,656,203

損 益 計 算 書

自 平成 15年 4月 1日

至 平成 16年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
【売 上 高】		
売 上 高	59,537,959	
売上値引・戻り	1,696,050	57,841,909
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	265,860	
仕 入 高	3,586,800	
合 計	3,852,660	3,852,660
売 上 総 利 益		53,989,249
【販売費及び一般管理費】		52,025,559
營 業 利 益		1,963,690
【營 業 外 収 益】		
受 取 利 息	200	200
經 常 利 益		1,963,890
税引前当期純利益		1,963,890
法人税、住民税及び事業税		456,040
当 期 純 利 益		1,507,850
前 期 繰 越 利 益		6,625,119
当 期 未 处 分 利 益		8,132,969

販売費及び一般管理費

自 平成 15年 4月 1日

至 平成 16年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
給 料 手 当	4,354,829
広 告 宣 伝 費	7,350
通 信 費	202,507
消 耗 品 費	2,215,179
修 繕 費	1,380,498
支 払 手 数 料	128,435
減 價 償 却 費	1,501,762
委 託 外 注 費	27,708,393
受益者負担金償却	588,750
リ 一 ス 料	4,937,856
寄 付 金	9,000,000
合 计	52,025,559
	52,025,559

利 益 処 分 計 算 書

科 目	金 額	(単位：円)
当期未処分利益		8,132,969
次期繰越利益		8,132,969

上記の通り報告致します。

平成 16年 5月12日

筑波大学 交通安全会

工藤 典雄

上記のとおり相違ありません。

平成16年5月31日

監事 千葉 正明
監事 斎原 克也

平成15年度執行状況

1. 収入の部

15年度会費・臨時会費	59,537,959 円
雑収入(前年度繰越金・利子)	4,914,536 円
合 計	64,452,495 円

2. 支出の部

項 目	第6回理事会承認執行予定額	決 算 額	備 考
業務委託費	25,633,782	27,708,393	派遣 ホームページ作成費等
ゲートリース費	4,937,856	4,937,856	
人 件 費	5,458,826	4,354,829	派遣費除く
通 信 費	216,551	202,507	
消 耗 品 費	2,765,535	2,215,179	
工具器具備品		692,790	消耗品費より
パスカード購入費	3,586,800	3,586,800	
機 械 器 具 費	4,945,500	4,945,500	ゲート購入費
保 寺 修 繕 費	951,412	1,380,498	ゲート維持費含む
広 告 宣 伝 費	425,350	7,350	HP費用を業務委託費に
駐 車 場 整 備 費	1,083,550	474,600	一部消耗品 修繕費へ
支 払 手 数 料	258,500	128,435	
会 費 還 付 金	1,690,650	1,696,050	
法人税等引当金	1,940,000	456,040	
寄 付 金	7,000,000	9,000,000	
執 行 残 額	229,829	2,665,668	
合 計	61,124,141	64,452,495	

平成16年度筑波大学交通安全会事業計画

1. 駐車場の安全確保、料金徴収等の整理事業

- ①駐車場の安全確保のため、交通整理及び違反車両の取締り事業を行う。
- ②交通安全会への入会及び会費徴収の事業を行う。
- ③上記事業に付随する事務を行う。

対象となる駐車場	許容収容台数
ゲート設置駐車場 3, 592台	4, 466台
ロット指定駐車場 170台	170台 (看護師等)
ゾーン指定駐車場 2, 418台	2, 577台
計 6, 180台	7, 213台

2. 駐車場内に係る交通環境の整備事業

- ①既存ゲートの維持管理
- ②新規ゲートの設置場所の選定、契約

3. 交通安全会普及に係る事業

- ①ホームページによる、会員への情報提供を行う。
- ②必要に応じてパンフレット等の作成を行う。

○ 事業の体制

8:30~18:00	1名 (交通安全会事務総括)
9:00~17:00	1名 (交通安全会事務 非常勤)
8:30~17:00	4名 (パトロール車2台による取締り等)
17:00~ 1:00	2名 (パトロール車1台による宿舎地区夜間取締り等)
17:00~ 8:30	1名 (夜間ゲート管理のための宿直)

資料. 5

平成16年度予算(案)

1. 収入の部

項目		人 数	単 價	収入見込額
会 費	16年3月31日迄の前受金	2,483名		21,857,400
	16年6月25日現在	3,423		30,485,300
	16年6月25日現在臨時入構者分			2,176,884
	ゲート駐車場追加見込(パスカード含)	200	6,000	1,200,000
	一般駐車場追加見込	200	2,400	480,000
	夜間、土日用(パスカード含 6ヶ月)	200	600	120,000
	臨時入構者分 175日×200名	35,000	100	3,500,000
貯金利息				100
前年度繰越額				2,665,668
計				62,485,352

2. 支出の部

項目		支出予定額
業務委託費	駐車違反取締、ゲート管理、データ入力	28,750,199
ゲートリース費	ゲートリース9カ所	7,290,192
人 権 費	非常勤1名、アルバイト2名(4, 5月)他	2,533,150
通 信 費	パトロール連絡用	240,000
消 耗 品 費	申請書、許可シール、違反シール、その他	2,880,000
ハスカード購入費	5,000枚	2,625,000
機 械 器 具 費		0
保 守 修 繕 費	コピー機保守、ゲートバー等	1,296,000
広 告 宣 伝 費	パンフレット作成費等	250,000
駐 車 場 整 備 費	区画線引き等	1,300,000
支 払 手 数 料	銀行振込手数料(支払)等	328,000
会 費 還 付 金		1,182,000
消 費 税	会費の5%	2,990,980
法 人 税 等 引 当		456,000
環 境 整 備 費	寄附金の予定	7,000,000
そ の 他	予備費	3,363,831
計		62,485,352

項目別執行見込額

1. 業務委託費		
・駐車場内交通整理等業務		27,080,602
・事務室勤務者の時間外手当分		346,320
・16年度会員データ入力業務		171,498
・支援室受付派遣業務		1,151,779
	小計	28,750,199
2. ゲートリース費		
・医学地区他 448,896×12		5,386,752
・体芸地区 173,040×11		1,903,440
	小計	7,290,192
3. 人件費		
・非常勤職員 154,600×10		1,546,000
・アルバイト 4,5月分 557,070、年度末分 430,080		987,150
	小計	2,533,150
4. 通信費		
・携帯電話料 20,000×12		240,000
5. 消耗品費		
・交付申請書・臨時入構証等印刷		600,000
・許可シール他事務用品		400,000
・違反シール他印刷		1,400,000
・HDペーパー他事務室経費		480,000
	小計	2,880,000
6. パスカード購入費		
・パスカード 5,000枚×525		2,625,000
7. 保守修繕費		
・コピー機保守料 48,000×12		576,000
・ゲートバー 20本×21,000		420,000
・ゲート修理費		300,000
	小計	1,296,000
8. 公告宣伝費		
・パンフレット作成費他		250,000

9. 駐車場環境整備費		
・体芸地区ライン引き他	606,900	
・その他地区ライン引き等	693,100	
	小計	1,300,000
10. 支払手数料		
・決算及び経理指導料	200,000	
・銀行支払手数料	128,000	
	小計	328,000
11. 会費還付金		
14年度十15年度／2		1,182,000
12. 消費税		
会費×5%		
13. 法人税等引当金		
昨年と同額を計上		456,000
14. 環境整備費（寄附金）		

筑波大学交通安全会監事について

会則第 10 条に規定する監事を次のとおり指名する。

- ・第 1 号に規定する教員である会員として、学生担当教官副室長である高野
薰助教授を充てる。(萩原克也講師の後任)
- ・第 2 号に規定する事務職員である会員として、松浦資産管理課長を充てる。
(金澤管財課長の後任)
- ・第 3 号に規定する学生である会員として、全学学類・専門学群代表者会議
より推薦のあった丹間康仁氏を充てる。(千葉正明氏の後任)

※会則第 8 条第 3 項に規定する会長の会務を代行する理事として、第三学群長
である永井啓之亮氏にお願いしたい。(前年度第二学群長)

平成16年度駐車場許可者一覧

交付部局	許可者数		駐車証の種類	
	総許可者数	特定を除く許可者数	一般	特定
総務・企画部	AA	68	68	68
財務部	AB	77	77	77
学群・学生部・学生企画	AC	67	67	67
研究事業部	AD	28	28	28
組織・人事部	AF	37	37	37
病院総務部	BA	822	796	796 26
附属図書館	CA	63	63	63
施設部	DA	38	38	38
人文・数理等教育研究支援室(学生担当)	FA	344	336	336 8
人文・数理等教育研究支援室(会計係)	FB	337	337	337
生命・情報等教育研究支援室(学生担当)	GA	483	481	481 2
生命・情報等教育研究支援室(会計係)	GB	288	288	288
人間総合等研究支援室(教育・心理・心障会計係)	IB	95	95	95
システム情報工学支援室(第三学生)	HA	456	413	413 43
システム情報工学支援室(会計係)	HB	372	369	369 3
人間総合等教育研究支援室(体芸学生)	JA	147	137	137 10
人間総合等教育研究支援室(会計係)	JB	252	252	252
人間総合等教育研究支援室(医学学生)	KA	225	180	180 45
人間総合等教育研究支援室(医学会計係)	KB	590	583	583 7
先端学際領域研究センター	LA	59	59	59
外国語センター	LB	31	31	31
農林技術センター	LD	45	45	45
教育機器センター	LE	0	0	0
加速器センター	LF	14	14	14
低温センター	LG	5	5	5
学術情報メディアセンター	LH	28	28	28
アイソトープセンター	LJ	5	5	5
分析センター	LK	7	7	7
工作センター	LL	8	8	8
陸域環境研究センター	LM	10	10	10
プラズマ研究センター	LP	14	14	14
留学生センター	LQ	26	26	26
遺伝子実験センター	LR	33	33	33
計算物理研究センター	LU	15	15	15
保健管理センター	LV	9	9	9
大学会館	LW	4	4	4
学生生活(一の矢西学生宿舎)	MA	151	151	151
学生生活(一の矢東学生宿舎)	ME	179	179	179
学生生活(平砂学生宿舎)	MB	88	88	88
学生生活(追越学生宿舎)	MC	179	179	179
資産管理課	ZZ	360	360	360
計		6,059	5,915	5,915 144

16年5月平均駐車率等

地区	駐車場番号	収容台数	駐車台数	平均駐車率	地区	駐車場番号	収容台数	駐車台数	平均駐車率
北地区	1	51	29	56.9%	南地区	30	54	33	61.1%
	2	34	23	67.6%		31	39	37	94.9%
	3	82	70	85.4%		32	15	1	6.7%
	4	25	4	16.0%		33	86	75	87.2%
	5	7	4	57.1%		34	25	18	72.0%
	6	56	32	57.1%		35	24	14	58.3%
	仮設18	84	50	59.5%		36	32	16	50.0%
	仮設26	99	30	30.3%		37	320	85	26.6%
	外来用	20	1	5.0%		39	91	48	52.7%
	計	458	243	53.1%		仮設7	279	111	39.8%
中地区	10	14	7	50.0%		仮設8	—	—	—
	11	90	86	95.6%		計	965	438	45.4%
	12	—	—	—	西地区	50	15	18	120.0%
	13	18	11	61.1%		52	72	16	22.2%
	14	38	29	76.3%		53	31	15	48.4%
	15	—	—	—		54	345	209	60.6%
	16	205	143	69.8%		55	15	5	33.3%
	17	67	47	70.1%		56	126	73	57.9%
	18	28	19	67.9%		57	115	108	93.9%
	19	28	24	85.7%		58	108	68	63.0%
	21	129	110	85.3%		61	44	34	77.3%
	22	152	104	68.4%		65	396	248	62.6%
	23	330	221	67.0%		仮設9	46	23	50.0%
	24	90	85	94.4%		仮設10	139	133	95.7%
	25	74	50	67.6%		仮設13	78	82	105.1%
	仮設3	25	16	64.0%		仮設23	156	138	88.5%
	仮設4	113	42	37.2%		仮設27	75	26	34.7%
	仮設5	525	359	68.4%		仮設28	159	38	23.9%
	仮設22	83	79	95.2%		公用	9	0	0.0%
	仮設25	896	647	72.2%		来客用	6	0	0.0%
	公用	29	23	79.3%		計	1,935	1,234	63.8%
計	2934	2102	71.6%		合計	6,282	4,017	63.8%	

各ゲート別駐車場稼働率等

ゲート付駐車場名	収容台数(A)	駐車台数(B)	平均駐車率(C=B/A)	16.6.18現在		当初設定割増運用率(F)	割増後の運用台数(G)	備考
				許可者数(D)	許可者数割合(E=D/A)			
一の矢(東側)ゲート	215	123	57.2%	202	94.0%	100%	215	前年実績である110%程度の割増を行う。
一の矢(西側)ゲート	160	83	51.9%	151	94.4%	100%	160	前年実績である110%程度の割増を行う。
本部棟前ゲート	730	502	68.8%	605 (1)	82.9%	130%	949	外来者用270台を含む
第三学群ゲート	986	732	74.2%	1,278 (56)	129.6%	140%	1,380	
体芸東(31・33)ゲート	125	112	89.6%	147	117.6%	137%	172	職員については、K7の利用も可能。
体芸西(K7)ゲート	279	111	39.8%	213 (10)	76.3%	122%	341	職員については、31・33の利用も可能。
医学ゲート	701	537	76.6%	771 (52)	110.0%	* 112% 136%	784	*は、57番駐車場(115台)閉鎖後の実質的な運用率である。
松見口ゲート	396	248	62.6%	405 (28)	102.3%	117%	465	
計	3,592	2,448	68.2%	3,772 (147)	105.0%	124%	4,466	

許可者数(D)欄下段は、特定駐車証許可者で外数である。

平成16年度筑波大学交通安全会役員名簿

選出元	役職名等	氏名	任期	選出区分	備考
副学長(総務・企画・広報)	副学長(総務・企画・広報)	工藤 典雄	16.4.1~17.3.31	第8条 第9条第2項 第1号	会長
第一学群	人文社会科学研究科 教授	松岡 完	16.4.1~17.3.31		理事
第二学群	第二学群長	太田 信夫	16.4.1~17.3.31		理事
第三学群	第三学群長	永井 啓之亮	16.4.1~17.3.31		理事
体育専門学群	体育専門学群長	永井 純	16.4.1~17.3.31		理事
芸術専門学群	芸術専門学群長	西川 潔	16.4.1~17.3.31		理事
医学専門学群	医学専門学群長	中山 凱夫	16.4.1~17.3.31		理事
附属病院	人間総合科学等研究科 教授	山田 信博	16.4.1~17.3.31		理事
総務・企画部	総務・企画部長	赤塚 義英	16.4.1~17.3.31	第9条第2項 第2号	理事
財務部	財務企画課長	澤田 佳成	16.4.1~17.3.31		理事
学群・学生部	学生生活課 課長補佐	宮城 弘松	16.4.1~17.3.31		理事
施設部	施設環境課長	沢口 忠司	16.4.1~17.3.31		理事
全学学類・専門学群代表者会議	国際総合学類	山田 翔太	16.4.1~17.3.31	第9条第2項 第3項	理事
全学学類・専門学群代表者会議 厚生委員会	生物資源学類	湯本 健太郎	16.4.1~17.3.31		理事
大学院修士課程	経営・政策科学研究科	小松崎 園子	16.4.1~17.3.31		理事
大学院博士課程	人文社会科学研究科 国際政治経済学専攻	五十嵐 立青	16.4.1~17.3.31		理事
学生担当教員室	人間総合科学等研究科 講師	一條 裕之	16.4.1~17.3.31	第9条第2項 4号	理事
交通安全対策委員会	システム情報工学研究 科 教授	石田 東生	16.4.1~17.3.31	第9条第2項 5号	理事